

幸市民館・図書館
老朽化対策等基本計画策定支援業務委託
募 集 要 領

(公募型プロポーザル)

令和4（2022）年11月

川崎市教育委員会事務局

1 目的

幸市民館・図書館は築40年以上が経過しており、施設全体の老朽化等の状況と長寿命化に向けた整備手法等を把握するため、令和3年度に「幸市民館・図書館長寿命化に向けた調査等業務委託」を実施しました。

本業務は、過年度の調査等の結果を踏まえ、幸市民館・図書館が今後も市民の生涯学習活動を支える拠点となるよう、施設の老朽化対策等の内容及び範囲を検討し、基本計画（案）の策定作業の支援等を目的とします。

2 件名

幸市民館・図書館老朽化対策等基本計画策定支援業務委託

3 契約期間

契約締結日から令和6（2024）年3月31日まで

4 履行場所

川崎市幸区戸手本町1-11-2

5 選定方法

公募型プロポーザル方式による提案審査

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類及び提出団体から審査員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、採択者を決定します。

6 事業規模（予算概算額）

33,550,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

7 プロポーザルに関する日程（予定）

募集開始	令和4年 11月21日（月）
質問受付開始	令和4年 11月21日（月）
質問提出締切	令和4年 12月 2日（金）
参加意向申出書提出締切	令和4年 12月 5日（月） 午前中必着
質問回答送付	令和4年 12月 8日（木）
参加資格確認結果通知書送付	令和4年 12月 8日（木）
企画提案書等の提出締切	令和4年 12月14日（水） 午前中必着
プロポーザル評価委員会の開催	令和4年 12月19日（月） 予定
審査結果通知	令和5年 1月上旬

8 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 飯島、金田
所在地	〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル3階
電話番号	044-200-1308
電子メール	88syogai@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

9 参加者の資格要件

(1) 応募者の資格要件

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。

ア 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士登録事業者であること。

イ 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種（建築設計）・種目（意匠設計又は構造設計）に登録されている者。

※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱います。

ウ 本業務の配置予定技術者として次の要件を満たすものを各1名配置できる者。ただし、(ア)～(ウ)は、建築物のスケルトン改修工事（耐震補強工事を含む）の設計に関する実績を有する者（竣工済みのものに限る）に限る。

(ア) 一級建築士免許取得後5年以上の業務経験を有する管理技術者

(イ) 一級建築士免許を有する意匠主任技術者

(ウ) 構造設計一級建築士免許を有する構造主任技術者

(エ) 建築設備士又は設備設計一級建築士免許及び5年以上の業務経験を有する電気設備主任技術者

(オ) 建築設備士又は設備設計一級建築士免許及び5年以上の業務経験を有する機械設備主任技術者

エ 次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者

(イ) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(ウ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(エ) 応募者又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(オ) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(カ) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

(2) 協力事務所又は協力者の資格要件

応募者は、本業務に関する管理技術者及び意匠主任担当技術者を除く担当業務分野について、9（1）ウの条件を満たす協力事務所又は協力者（以下「協力事務所等」という。）を加えることができます。なお、協力事務所等とは、応募者の組織に所属していない者を、組織体制に加える場合を指します。

協力事務所等となった者及びその者の所属する企業は本プロポーザルの応募者となることができません。

10 参加意向申出

この企画提案に参加を希望する応募者は次により参加意向申出書を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1）
- イ 応募者の企業概要（任意様式） ※パンフレット等の応募者の組織概要が分かるもの
- ウ 管理技術者・主任技術者一覧（様式2） ※9（1）ウの資格要件が確認できるように記載
- エ 協力事務所等同意書（様式3） ※該当がある場合
- オ 応募者の主要業務実績の詳細（様式4）

(2) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(3) 提出期限

令和4（2022）年12月5日（月）午前中必着

(4) 参加資格確認結果通知書

参加者の資格要件に基づく審査を行い、その結果を令和4（2022）年12月8日（木）までに参加資格確認結果通知書（様式6）の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

なお、本通知書を受領後に参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに、持参又は郵送により辞退届（様式7）を提出してください。

11 企画提案に関する質問の取扱い

(1) 質問方法

質問は事前連絡の上、質問書（様式5）を電子メールで送付してください。

※送信後に担当部署に到達したことを確認してください。

(2) 受付期限

令和4（2022）年11月21日（月）から令和4（2022）年12月2日（金）まで

(3) 回答方法

質問者を含めたすべての参加意向申出書等提出者に対して、令和4（2022）年12月8日（木）に電子メールで回答します。

12 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）【15 部】

A 4 版とし、表紙を除き 5 頁程度で作成してください。

(ア) 仕様書に基づき、業務内容についての実施方針、特定テーマについて具体的に記載してください。作成にあたっては、後述する 13 (2) 評価基準を参考にしてください。なお、特定テーマは次のとおりです。

特定テーマ 1：本業務では、施設が抱える課題やニーズを整理し、施設に必要となる機能・対策、諸室の構成・規模等をメリット、デメリット、コスト等の比較を行い、老朽化対策等の条件を整理する必要があります。検討から決定までの手法について考え方を御提案ください

特定テーマ 2：本業務では、諸室のゾーニング計画を行い、老朽化対策等の方向性を検討したうえで、建築計画、設備計画、構造計画等の立案を行い、必要となる老朽化対策等の内容及び範囲を検討する必要があります。検討から決定までの手法について考え方を御提案ください。

(イ) 提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法について提案してください。

(ウ) 概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

イ 添付書類（任意様式）【各 15 部】

(ア) 提案者概要（企業パンフレット等）

(イ) 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）

(ウ) 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）

(エ) 所要経費・概算見積書

ウ 提出書類の取り扱い

(ア) 提出書類は返却しません。

(イ) 提出期限後は、原則として、提出書類の差し替え、追加は認めません。

(ウ) 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(2) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(3) 提出期限

令和 4（2022）年 12 月 14 日（水）午前中必着

13 選定方法

(1) 選定方法・審査体制

事業者の選定は、川崎市役所内にプロポーザル評価委員会を設け、提出書類の審査及びプレゼンテ

ーションの審査を行い、提案者の中から最優秀者を選定します。なお、見積金額が予算概算額を超える場合は、失格とします。

基準点は、満点の6割以上とし、基準点を越えた提案者について適正と判断します。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で事業者を選定するものとします。

ア 「企画力」の得点が高い提案を採用する。

イ 見積金額が低い提案を採用する。

(2) 評価基準

評価項目	配点
1 業務実施体制	30
(1) 業務実施に必要な専門知識・業務経験を有している。	5
(2) 業務実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	10
(3) 業務を円滑、かつ確実に実施するための業務スケジュールが示されている。	10
(4) 企画提案に見合った適正な見積金額であると認められる。	5
2 企画力	60
(1) 市民等への意見聴取の内容等が具体的かつ効率的で、参加者の素直な意見を引き出す内容・手法等の提案がされている。	10
(2) 特定テーマ1について、実行可能で効率的・効果的な提案がされている。	20
(3) 特定テーマ2について、実行可能で効率的・効果的な提案がされている。	20
(4) 仕様書に記述されている水準以上の提案（上積み）がある。	10
3 実績評価	10
(1) 本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できる。	10
総合評価	100

(3) プロポーザル評価委員会の実施

ア 日程・場所

日程 令和4（2022）年12月19日（月）予定

場所 川崎市役所会議室

※時刻、場所等の詳細は各提案者へ別途通知いたします。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日時、場所等について変更する場合があります。

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明15分、質疑応答10分程度とします。

ウ 実施方法等

(ア) プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。

(イ) プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

(ウ) 使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。

(エ) インターネット環境はありません。

(オ) プロジェクター、モニター等の機器は利用できません。

(4) 審査結果の通知

審査後、速やかに結果通知書（様式8）を各提案者あてに郵送で通知します。（令和5（2023）年1月上旬発送予定）

なお、審査結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

14 その他の留意事項

(1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。

(2) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。

(3) プロポーザル評価委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて、見積書の提出を求めることとなります。

(4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。

(5) 川崎市では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を川崎市個人情報保護条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。条例第14条第1項には、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本業務の受注者についても同条の規定が適用されます。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。

(7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受注者で協議の上、定めることとします。